

屋内退避区域（20 km～30 km）にお住まいの皆様へ（ニュースレター第2号）

平成23年3月31日
政府原子力災害現地対策本部

- 東北地方太平洋沖地震の被災と福島第一・第二原子力発電所の災害により、多大な困難を抱えられていることにつきまして、心よりお見舞い申し上げます。
- 現在お願い申し上げている屋内退避につきましては、無用な被ばくを避ける観点からのお願いですが、マスクの着用などの注意事項を守っていただいた上での外出には差し支えありません。



20km圏内の避難地域への立入禁止について

- 20km圏内の避難地域には立ち入らないでください。

福島第一原子力発電所の20km圏内は、現在のところ、皆様の安全の確保に万全を期する観点から、特に指示がない限り、当該地域には立ち入らないで下さい。

- 一時帰宅について(国において検討中)

避難をされている皆様の中からは、一時的に自宅に帰って荷物等を取り出したいという強いご要望をいただいております。

現在、避難指示区域も含めて様々なモニタリング調査を行い、できるだけ避難をされている皆様のご要望に応えることができないか、検討を進めております。

生活に必要な情報一覧

- 医療機関に関するご相談:
 - 福島県相談窓口 電話 024-521-7221 受付8:30~17:15
- 疾病に関するご相談:
 - 福島県相談窓口 電話 024-521-7881 受付8:30~17:15
- 医薬品に関するご相談:
 - 福島県相談窓口 電話 024-521-7232 受付8:30~17:15
- 放射線に関するご相談:
 - 福島県相談窓口 電話 024-521-8127 24時間受付
 - (独)日本原子力研究開発機構 0120-755-199 受付10:00~21:00
 - (独)放射線医学総合研究所 043-290-4003 受付9:00~21:00
- 農林水産業(流通、営農、資金など)に関するご相談:
 - 福島県相談窓口 電話 024-521-7319 24時間受付
- 県行政(公害(水、大気、土壌)に限る)に関するご相談:
 - 福島県相談窓口 電話 024-521-7256 受付08:30~17:15
- 原子力事故及び放射線安全に関するご相談:
 - 原子力安全・保安院
 - 原子力安全広報課 電話 03-3501-1505 } 24時間受付
 - 03-3501-5890 }